

自動車売買契約書

売主 公益財団法人 名古屋市民休暇村管理公社（以下「甲」）と、買主_____（以下「乙」）は、次のとおり売買契約（以下「本契約」）を締結した。

（目的物）

第1条 甲は、乙に対し、甲所有の後記自動車（以下「本件自動車」）を売り渡し、乙はこれを買い受けた。

（売買代金）

第2条 本件自動車の売買代金の総額は、金_____円とする。
「消費税・リサイクル料を含む」

（売買代金の支払時期およびその方法）

第3条 売買代金の支払は、令和8年2月27日までに、甲指定の銀行口座へ振込により支払うものとする。

（引渡し）

第4条 本件自動車の引渡しは、本件自動車の引渡し日時および場所については、双方協議の上定めるものとする。

（費用負担）

第5条 本件自動車の引渡し時までに生じる諸費用については、原則として各自の負担とする。

2 ただし、次の各号の費用については、乙の負担とする。

- 一 自動車税
- 二 自動車取得税
- 三 自賠責保険料
- 四 登録名義変更申請手続に伴う諸費用

（危険負担）

第6条 本契約締結後、本件自動車引渡し前に甲の責に帰すことのできない事由により滅失または毀損した場合は、本契約は遡及的に効力を失うものとする。

（瑕疵担保責任）

第7条 甲は、瑕疵担保責任（瑕疵修補請求・代金減額請求・損害賠償請求・契約の解除）は負担しないものとする。

- 2 ただし、甲が故意に瑕疵のあることを乙に告知しなかった場合はこの限りではない。
(第7条 乙は、本契約締結後、本件自動車に隠れた瑕疵があることを発見した場合、瑕疵補修もしくは代金減額の請求または損害賠償の請求をすることができる。
- 2 前項の瑕疵により本契約の目的を達することができない場合、乙は本契約を解除することができる。
- 3 前2項の瑕疵担保期間は引渡し日より、14日とする。)

(協議事項)

第8条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上疑義を生じた事項については、双方協議の上解決するものとする。

(本件自動車の表示)

登録番号 松本200か1464
車名 いすゞガーラ
型式 BDG-RU8JHAJ
車台番号 RU8JHA-60111
登録年月日 令和3年12月 7日
車検満了日 令和7年12月22日
走行距離 339,337km (令和7年10月25日現在)

以上、本契約の成立を証するため、この契約書を2通作成して、双方署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 月 日

売主（甲） 住所 長野県木曽郡王滝村3159-25

氏名 公益財団法人 名古屋市民休暇村管理公社

買主（乙） 住所

氏名